

与論町告示第 80 号

与論町新しい観光スタイル転換支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 18 日

与論町長 山 元宗

与論町新しい観光スタイル転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、観光関連事業者が新型コロナウイルス感染拡大防止や新型コロナウイルス収束後の新しい観光スタイルに対応した形への転換のためのインターネット通信環境整備や機器・設備の導入、施設改修等の実施に要する費用について、予算の範囲内において与論町新しい観光スタイル転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

ことについて、与論町補助金等交付規則（平成 5 年与論町規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「観光関連事業者」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に事業所を有する法人又は個人事業者であるもの
- (2) 下表に掲げる業種のうち、右欄の対象事業のいずれかに該当するもの

業種名	対象業種
宿泊業	全ての宿泊施設
飲食店	食堂，レストラン，カフェ，喫茶店等
小売業	土産物店，その他土産物を多く販売する小売店等
娯楽業	マリンレジャー，ガイド，体験施設等
その他の業種	町長が必要と認めるもの

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する観光関連事業者とする。

- (1) 本町に事業所等を有し、補助金受領後も本町内において事業活動を継続する意欲があるもの
- (2) 与論町暴力団排除条例（平成 24 年与論町条例第 22 号）第 2 条第 1 号又は第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (3) 町税等（与論町税条例（昭和 43 年与論町条例第 18 号）第 3 条に規定する町税及び与論町国民健康保険税条例（昭和 43 年与論町条例第 15 号）に規定する国民健康保険税）を滞納していないもの

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ワークーション対応を前提としたインターネット通信環境整備
 - (2) ワークーションや長期滞在型観光に対応するための機器・設備導入や施設改修
 - (3) AR やアプリ等を活用した商品表示, 多言語表示設備導入
 - (4) AR, VR, その他新しい観光スタイルに転換するための機器・設備導入や施設改修
 - (5) その他, 町長が必要と認めるもの
- (補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助事業の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費
- (2) 通信整備費
- (3) 原材料費
- (4) 備品購入費
- (5) 委託費
- (6) 手数料
- (7) 賃借料
- (8) 使用料
- (9) 消耗品費
- (10) その他町長が特に必要と認める費用

2 補助率は, 補助対象経費の4/5以内とし, 予算の範囲内で補助する。

3 補助金の上限額は, 1事業所あたり20万円とする。

4 令和2年4月1日以降に購入又は工事等を開始し, 令和3年2月28日までに支払が完了したものであること。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて, 令和3年2月26日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書(別記様式第2号)
- (2) 補助事業内容が確認できる書類
- (3) 金額が確認できる書類
- (4) 納税状況確認同意書(既に他補助金等で商工観光課に提出している場合必要なし。)
又は町税等完納証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか, 町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は, 前条に規定する申請書を受理したときは, 当該申請の内容について十分な審査を行い, 補助金を交付すべきものと認めたときは, 予算の範囲内において補助金の交付の決定を行うものとし, 補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知す

るものとする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について変更事由が生じたときは、補助金変更申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書兼収支変更予算書(別記様式第5号)

(2) 事業変更内容が確認できる書類

(3) 変更金額が確認できる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定により補助事業の内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとし、補助金の交付決定額の変更について、補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により当該変更を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月10日までに町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書兼収支精算書(別記様式第8号)

(2) 補助対象経費の支払の根拠となるもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第10条 町長は、補助事業の完了を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第10号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年11月18日から適用する。